

2 文化財保護法

[埋蔵文化財等の包蔵地発掘] (第93条、第94条)

法の趣旨	文化財を保存し、かつその活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献する
届出・通知の必要な行為	次の行為を行う場合 1 周知の埋蔵文化財包蔵地の現状に何らかの変更を及ぼす一切の行為 2 直接に現状を変更するものではないが、その保存に何らかの形で影響を与える行為
届出・通知の必要な区域	周知の埋蔵文化財包蔵地とされている地区
指示・勧告の権限者	福島県教育委員会
指示・勧告の基準	当該地域において、埋蔵文化財の現状保存が困難とされた場合
担当機関	本庁 教育庁 文化財課 市町村 文化財保護行政担当部局
手続フローチャート	<pre> graph LR A[届出者・通知者] -- 通知・届出 --> B[市町村文化財保護行政担当局長] B -- 進達 --> C[県教育委員会教育長] C -.- 経由 --> B B -.- 指示・通知 --> C </pre>
備考	発掘調査の判断は、平成12年4月「発掘調査等取り扱い基準」及び平成13年3月「埋蔵文化財発掘調査等取り扱い基準の運用指針」（福島県教育委員会）による。周知の埋蔵文化財包蔵地は個々の性格や規模等の内容において個性的であり、現況も様々であり、また周知化された範囲外に埋蔵文化財包蔵地が存在する可能性があることから、計画策定の早い段階から教育委員会と事前協議を十分に実施する必要がある。